公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
第３章　基本的な方針 **３．１　全体的な取組** （削除） 公共施設等を利用するすべての利用者の満足度向上や、維持管理・運営の効率化、社会環境や地球環境へ配慮した性能の確保など、質と量の見直しを推進し、健全で持続可能な資産管理・運営に寄与することを目指す。 （削除）	**第３章　基本的な方針** **３．１　全体的な取組**~~（ファシリティマネジメント※）~~ ~~県においては、それぞれの資産を所管する各部局が実質的に運営管理しているものの、最適化するに当たっては、統一化された管理基準や、改修・修繕等を全庁的に判断する仕組みが不可欠である。~~ ~~本県では、県有資産をより効果的に利活用するため、平成 25 年 1 月に「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」を策定し、各部局を横断して全庁的な視点に立った戦略的なファシリティマネジメントの実施に取り組んでいる。~~ ~~ファシリティマネジメントの導入・実施については、以下の 3 つの柱を念頭におき、~~公共施設等を利用するすべての利用者の満足度~~の~~向上や、維持管理・運営の効率化、社会環境や地球環境へ配慮した性能の確保など、質と量の見直しを推進し、~~もって~~健全で持続可能な資産管理・運営に寄与することを目指す。 ~~・長寿命化・耐震化の推進~~ ~~・保有総量最適化~~ ~~・県有資産の有効活用~~ ~~※ファシリティマネジメント･･･ファシリティ（facility:土地、建物、設備などの資産全般をいう。）を総合的に企画・管理・活用する経営活動のこと。本方針では、県有資産（建物・土地）を経営資源と捉え、それらを有効に活用しながら、全庁的な資産の適正管理を図り、経営的な観点から見た資産活用を推進することをいう。~~	方針統合による削除

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
３．１．１　県有資産の価値向上 利用者のニーズの変化を見据え、行政サービスの需給バランスや費用対効果などを見極めながら、資産の利用価値を最大化する。 将来にわたって利用する施設については、老朽化の程度や進行状況を的確に把握し、計画的な改修・更新を実施することで、施設全体のライフサイクルコストの軽減及び平準化を図るとともに、「事後保全」※1 から、「予防保全」※2 への転換を進める。 （削除） また、安全安心の確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、脱炭素化、地域の活性化等を図る。 ※１　事後保全･･･機器等が故障してから更新・修繕すること ※２　予防保全･･･定期点検などによって建物の機能を常に把握し、劣化の状態を予想した上で、予防的な処置を施すこと	**３．１．１　長寿命化・耐震化の推進** ~~公共施設及びインフラ施設の資産全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について検証を行う。~~将来にわたって利用する施設については、施設~~改修の優先順位の明確化と~~計画的な改修の実施により、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化を図るとともに、「事後保全」※1 から、「予防保全」※2 への転換を進める。 ~~また、それぞれの施設で定める実施方針に基づき、老朽化の度合いや進行状況を把握し、修繕、耐震化等により安全を確保する。また更新等においては中長期的な整備計画を策定して優先順位をつけて実施し、長期活用を前提とした施設整備に努める。~~ （追加） ※1~~「~~事後保全~~」~~･･･機器等が故障してから更新・修繕すること ※2~~「~~予防保全~~」~~･･･定期点検などによって建物の機能を常に把握し、劣化の状態を予想した上で、予防的な処置を施すこと	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
３．１．２　県有資産の有効活用・保有総量最適化 主に公共施設については、県として機能を維持し続ける必要がある施設であるかを明確にし、必要な機能については、施設の集約化・共同化等を推進することにより、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの軽減に努める。 また、機能廃止や施設の集約化等により、不要となった県有資産の売却等を積極的に行い、資産総量の縮小・適正化及び自主財源の確保を図る。 （削除）	**３．１．２　保有総量最適化** 主に公共施設については、県として維持し続ける必要がある施設であるかを明確にし、利用見込みのない県有資産の売却を積極的に行い、資産総量の縮小・適正化を図る。~~また、現在余剰となっている施設や将来余剰となる可能性が高い施設の量的な見直しを行う。~~ ~~なお、資産総量の最適化については、資産評価や施設再配置、積極的な売却等従来の取組に加え、令和３年度に立ち上げた総量最適化作業部会において、施設分類毎に必要な施設の判断基準等を検討し、評価を実施することにより、さらなる総量最適化を図る。~~ ~~また、それぞれの施設で定める実施方針に基づき、管理コストを削減し、余剰地が存する場合は売却・貸付による自主財源の確保に努める。~~	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	~~３．１．３　県有資産の有効活用~~ ~~主に公共施設については「県有資産の有効活用に関する基本方針」（平成 20 年 10 月策定）の考え方に基づき、引き続いて有効活用を推進する。また、利用者のニーズの変化を見据え、行政サービスの需給バランスや費用対効果などを見極めながら、資産の利用価値を最大化する。~~ ~~また、それぞれの施設で定める実施方針に基づき、県民の利便性・快適性の向上、安全安心の確保、地域の活性化等を図る。~~ ~~公共施設等の整備に当たっては、すべての利用者が安全で快適に利用できるよう、計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進するとともに、国の地球温暖化対策計画（令和３年 10 月改定）において、地方団体が率先的に取り組むこととされた脱炭素化を推進する。~~ ~~なお、低・未利用資産については、市町村等でのまちづくりや民間活用を念頭においた有効活用に努める。~~	
３．２　具体的な取組と個別の方針 **３．２．１　公共施設** （削除）	**３．２　具体的な取組と個別の方針** **３．２．１　公共施設** ~~公共施設の有効活用を図ることで県民ニーズに応じられる機能を継続的に維持・運営していくため、公共施設の選択と投資の集中を推進する。~~	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	~~**（１）公共施設の選択と投資の集中（評価）の実施方針**~~ ~~今後維持する公共施設を選択するに当たって、各施設の評価を行う。評価の結果、利用しないこととなった公共施設は売却・貸付等を行い、自主財源の確保に努め、資産総量の縮小・適正化を図る。利用を継続することとなった公共施設は、統廃合、長寿命化等を検討し、資産の利用価値の最大化、ライフサイクルコストの軽減・平準化、また「事後保全」から、「予防保全」への転換を進める。~~ ~~利用を続ける公共施設や集約を行った公共施設等に関しては、計画的な整備や予防保全措置を講じて長寿命化を推進することにより、安全性・機能性を確保するとともにトータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図る。~~ ~~図表３．１　評価結果と公共施設活用のイメージ~~ 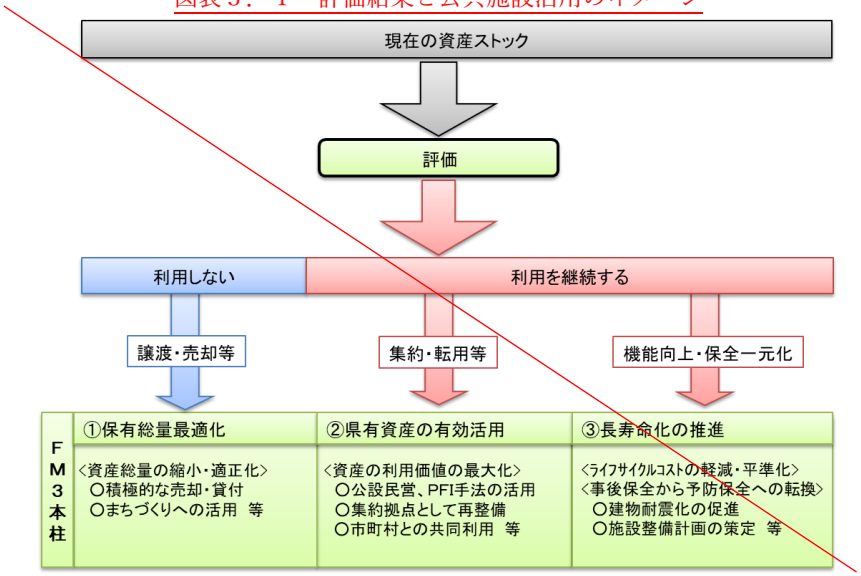 	内容が重複するため削除 資産評価の見直し（簡素化）に伴い削除

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	~~①資産評価（見える化）（1 次～3 次評価）~~ ~~資産評価(見える化)では、評価の体系としては 3 段階であり、公共施設がどのような状態であるか、今後どのように活用等が可能であるか、公共施設を取り巻く個別の事情や政策の中での位置付けはどうか、をそれぞれ検討することとする。~~ ~~評価の方法については、公共施設の建物性能やニーズ・効率性を、客観的な数値で視覚的に表現し、評価する『1 次評価』、今後の方向性検討のために設置目的、立地環境、県有施設としてのふさわしさ等の評価を行う『2 次評価』及び所管部局における個別計画やビジョン等との調整を行い、加えてコスト評価を行った上で、各施設のあり方の方向性について庁内合意を図る『3 次評価』の 3 つのステップに分けて実施する。~~ ~~1 次評価~~ ~~1 次評価は、『建物性能』及び『ニーズ・効率性』について、各公共施設の相対的な位置付けを評価する。~~ ~~【建物性能】~~ ~~耐震性能、残存期待寿命、建築劣化度、設備劣化度の 4 つの指標により評価を行う。~~ ~~【ニーズ・効率性】~~ ~~利用者数や稼働率、1 人あたり事務室面積、施設運営コストなど、各公共施設の用途に応じた利用状況や効率性を示す指標により評価を行う。~~	資産評価の見直し（簡素化）に伴い削除

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>（削除）</td>
<td>

~~２次評価~~

~~２次評価は、１次評価での評価に加えて法定設置義務の有無や立地環境の良否、県の運営への関与の有無などの公共施設の性質的な評価を行う。~~

~~３次評価~~

~~３次評価は、所管部局における個別計画やビジョン等との調整を行い、また、将来の負担コストを把握し、各公共施設のあり方の方向性について庁内合意を図る。~~

~~この評価結果に基づき、図表３．２のように今後の維持管理や改修等の程度を整備レベルの区分に分類し、利活用の方法に応じた公共施設整備等を進めていく。~~

~~図表３．２　資産評価結果と整備レベルのイメージ~~

<table>
<tr><th>評価結果</th><th>（方向性）</th><th>（利用方法）</th><th>（整備レベル）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">継続利用</td><td rowspan="3">単独で継続利用</td><td>施設維持に必要な改修を行い、継続利用する。</td><td rowspan="2">維持修繕
＋
耐震改修
＋
長寿命化</td></tr>
<tr><td>施設の利用方法に改善を加えたうえで、継続利用する。</td></tr>
<tr><td>施設の機能向上を図り、継続利用する。</td><td rowspan="3">維持修繕
耐震改修
長寿命化
＋
機能向上</td></tr>
<tr><td>集約して継続利用</td><td>集約の拠点施設として必要な整備を行い、継続利用する。</td></tr>
<tr><td>機能移転して空き施設利用</td><td>他施設へ集約した後、空き施設を他用途に活用する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃止</td><td>機能移転して廃止</td><td>機能は他へ移転し、施設は廃止する。</td><td rowspan="2">維持補修</td></tr>
<tr><td>終期設定して廃止</td><td>終期を設定しそれまでの間利用し、その後廃止する。</td></tr>
<tr><td>即時廃止</td><td>利用しない。</td><td>保守</td></tr>
<tr><td rowspan="2">暫定利用</td><td rowspan="2">短期的利用</td><td>施設のあり方を見直すこととし、検討期間中は継続利用する。</td><td>維持修繕</td></tr>
<tr><td>現施設は移転・廃止し、跡地をプロジェクトに活用する。</td><td>保守</td></tr>
</table>

</td>
<td></td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	**②さらなる総量最適化に向けた評価** 資産評価(見える化)では、平成 25 年度から 28 年度にかけて評価を行い、以降は課題を有する資産について再評価を実施し、施設の廃止や集約等の最適化を進めてきた。一方で、暫定利用と評価した資産についてあり方の見直しが進まない等の課題もあり、さらなる総量最適化に向けた取り組みが必要になっている。このことから、令和３年度に立ち上げた総量最適化作業部会において、さらなる総量最適化を推進する。 さらなる総量最適化の取組手法は、県の公共施設を大きく行政事務施設と、設置義務のある県民利用施設及び集客施設等とに分け、それぞれに定性評価・定量評価を行い、評価結果に基づき存続と廃止の候補施設をリストアップし、ファシリティマネジメント推進本部会議で審議のうえ施設の存続・廃止を決定する。そこで廃止を決定した施設については、有効活用・売却を検討し、また、存続を決定した施設についても、長寿命化とともに規模縮小、集約・複合化、統合を検討することとする。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（１）　公共施設マネジメントの実施方針 **①県有資産の価値向上の取組** **ア　点検の実施方針** 施設管理者は、公共施設の老朽化や建築設備の作動不良等による事故等を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、定期的に点検を行う。法令により定められた期間ごとに行う法定点検、また、外観や異音等の施設・設備の日常的な変化を確認する日常点検を通して、老朽化の度合いや進行状況を把握する。 **イ　整備の実施方針** （削除） 施設管理者は、公共施設の整備時期や費用に関して、中長期的な整備計画等を策定し、適正な保全及び整備を推進する。 （削除） また、施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期の整備に活用するという、メンテナンスサイクルを構築する。	**（２）　公共施設マネジメントの実施方針** **①点検等の実施方針** 施設管理者は、公共施設の老朽化や建築設備の作動不良等による事故等を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、定期的に点検を行う。法令により定められた期間ごとに行う法定点検、また、外観や異音等の施設・設備の日常的な変化を確認する日常点検を通して、老朽化の度合いや進行状況を把握する。 **②維持管理・更新等の実施方針** ~~公共施設の維持管理・更新については、資産評価結果に基づく整備レベルに従い、計画的に実施する。~~ 施設管理者は、改修等の時期や費用に関して、中長期的な整備計画等を策定し、適正な保全及び整備を推進する。 ~~「県有建築物の保全に関する要綱」「県有建築物の保全の手引き」等に従って、施設管理者が適切に点検・維持管理・更新等を行う。~~また、~~これらの取組を通じて得られた~~施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期の点検・維持管理・更新等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築~~して、「事後保全」から、「予防保全」への転換を進め、県有建築物の長期活用を図る~~。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
ウ　安全確保の実施方針 公共施設の安全確保については、利用者の人命や財産にも関わることから、危険な箇所については、応急措置を施すとともに、早期に修繕を実施する。特に危険性が高いと認められる箇所については、まず、立入禁止や使用中止措置等、安全確保を図ることとする。 また、用途が廃止され利用される見込みのない公共施設等で倒壊の可能性が高い施設については、解体・撤去等により適切に管理することで安全を確保する。	**③安全確保の実施方針** 公共施設の安全確保については、利用者の人命や財産にも関わることから、危険な箇所については、応急措置を施すとともに、早期に修繕を実施する。特に危険性が高いと認められる箇所については、まず、立入禁止や使用中止措置等、安全確保を図ることとする。 また、用途が廃止され利用される見込みのない公共施設等で倒壊の可能性が高い施設については、解体・撤去等により適切に管理することで安全を確保する。	
エ　耐震化の実施方針 本県では、平成 19 年 3 月に「奈良県耐震改修促進計画」を策定し、庁舎、学校等の県有建築物の耐震化に取り組んでおり、平成 28 年 3 月及び令和 3 年 3 月には、目標の見直し等計画の改定を行った。最新の計画では、県有建築物を令和 7 年度までに耐震化率 98%以上とする目標を示し、これを達成するため令和 3 年 4 月「県有建築物の耐震改修プログラム（平成 20 年 3 月策定）」を改訂し、県有建築物の耐震化を推進している。（令和 7 年 4 月時点で、耐震対象建築物 1,717 棟に対して、耐震対策済み 1,689 棟、耐震化率 98.3%） 耐震化を進めるに当たっては、多くの県有建築物が災害時に応急活動の拠点として活用されることから、建築物の持つ防災上の役割ごとに分類し、重点的・計画的に耐震化の推進を図っている。（分類に当たっては、官庁施設の総合耐震計画基準を準用） 今後も、耐震診断等の結果及び県有資産の有効活用を踏まえ、耐震改修を進めていくこととする。	**④耐震化の実施方針** 本県では、平成 19 年 3 月に「奈良県耐震改修促進計画」を策定し、庁舎、学校等の県有建築物の耐震化に取り組んでおり、平成 28 年 3 月及び令和 3 年 3 月には、目標の見直し等計画の改定を行った。最新の計画では、県有建築物を令和 7 年度までに耐震化率 98%以上とする目標を示し、これを達成するため令和 3 年 4 月「県有建築物の耐震改修プログラム（平成 20 年 3 月策定）」を改訂し、県有建築物の耐震化を推進している。（令和 3 年 4 月時点で、耐震対象建築物 1,719 棟に対して、耐震対策済み 1,644 棟、耐震化率 95.63%） 耐震化を進めるに当たっては、多くの県有建築物が災害時に応急活動の拠点として活用されることから、建築物の持つ防災上の役割ごとに分類し、重点的・計画的に耐震化の推進を図っている。（分類に当たっては、官庁施設の総合耐震計画基準を準用） 今後も、耐震診断等の結果及び県有資産の有効活用を踏まえ、耐震改修を進めていくこととする。	時点修正

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新

図表３．１　県有建築物の施設分類による耐震対策状況

（令和７年４月１日現在）

施設分類	対象棟数	耐震対策済	要耐震改修	対象施設
庁舎系施設	64	58	6	県庁舎、総合庁舎、土木事務所 等
研究・検査施設	34	28	6	産業振興総合センター、教育研究所　等
集客系施設	100	94	6	文化会館、美術館、野外活動センター 等
教育施設	387	385	2	高等学校、特別支援学校 等
社会福祉施設	21	21	0	こども家庭相談センター、藤の木学園　等
住居系施設	763	763	0	県営住宅、職員公舎
警察施設	241	237	4	警察署、交番、駐在所、待機宿舎 等
無人施設等	46	45	1	旧施設 等
小計	1,656	1,631	25	
インフラ施設	61	58	3	浄化センター、広域水道センター、浄水場　等
合計	1,717	1,689	28	

※施設分類は、「県有建築物の耐震改修プログラム」の施設分類とは異なる。
（本計画の施設分類に合わせて再分類）

※「県有建築物の耐震改修プログラム」は、本計画の対象外である上水道施設についても対象としているため、インフラ施設に計上している。

※「県有建築物の耐震改修プログラム」は、軽易な建築物（車庫、倉庫、屋外便所等）や用途廃止施設等を対象外としている。

旧

図表３．３　県有建築物の施設分類による耐震対策状況

（令和３年４月１日現在）

施設分類	対象棟数	耐震対策済み	耐震改修必要	対象施設
庁舎系施設	69	59	10	県庁舎、総合庁舎、土木事務所 等
研究・検査施設	32	26	6	産業振興総合センター、教育研究所　等
集客系施設	100	90	10	文化会館、美術館、野外活動センター 等
教育施設	387	383	4	高等学校、特別支援学校 等
社会福祉施設	21	21	0	こども家庭相談センター、藤の木学園
住居系施設	763	750	13	県営住宅 職員公舎　等
警察施設	241	214	27	警察署、交番、駐在所、待機宿舎 等
無人施設等	45	43	2	旧施設 等
合計	1,658	1,586	72	
インフラ施設	61	58	3	浄化センター、広域水道センター、浄水場 等
総計	1,719	1,644	75	

※施設分類は、「県有建築物の耐震改修プログラム」の施設分類とは異なる。
（本計画の施設分類に合わせて再分類）

（追加）

※「県有建築物の耐震改修プログラム」は、軽易な建築物（車庫、倉庫、屋外便所等）や用途廃止施設等を対象外としている。

備考

時点修正

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
オ　長寿命化の実施方針 現在利用している施設については、施設の点検、整備を適切に行い「事後保全」から「予防保全」への転換を進め、施設の長期活用を図る。 また、施設の長寿命化を図り、県民に対し安全で快適な施設を提供し、県の良質な資産として次世代に引き継ぐことを目的とし、長期活用をとした施設整備を行うとともに、目標使用年数に即した部材の選定、技術革新などへの対応（機能・性能向上の観点）、施設完成後の維持管理や改修のしやすさなどを念頭におくこととする。 **カ　民間活用方針** 公共施設の運営、整備等に関し、公民連携により、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減等が図られるものについては、ＰＰＰ／ＰＦＩの活用を積極的に検討する。	**⑤長寿命化の実施方針** 現在利用している施設については、施設の点検、維持管理等を適切に行い「事後保全」から「予防保全」への転換を進め、施設の長期間の利用を図る。 また~~新築・改修の計画に当たっては~~、施設の長寿命化を図り、県民に対し安全で快適な施設を提供し、県の良質な資産として次世代に引き継ぐことを目的とし、長期活用を前提とした施設整備を行う。 ~~その計画においては~~、目標使用年数に即した部材の選定、技術革新などへの対応（機能・性能向上の観点）、施設完成後の維持管理や改修のしやすさなどを念頭におくこととする。 （記載箇所変更）・（修正）	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	**⑥資産活用方針** 本県では、平成 20 年 10 月に策定した「県有資産の有効活用に関する基本方針」に基づいて、積極的な公共施設の集約化を行い、また利用見込みのない資産は、適正な方法で売却・貸付を行うことに努めてきたところであるが、今後はこれまで以上に資産の有効活用を図る。 県有資産の有効活用、保有総量最適化の観点から、公共施設のあり方について評価・見直しを行い、集約して維持する方針となった公共施設、機能移転して廃止する方針となった公共施設等について、統廃合を進め、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減に努める。（→ア　統廃合の実施方針） 統廃合の結果、集約後に未利用となった公共施設、また現に低・未利用となっている公共施設については、建物性能（耐震性・老朽化等）、土地の形状、立地条件等を勘案し、県事業で活用できないか、国・市町村で活用できないか、もしくは民間での活用ができないかを検討する。 特に低・未利用となっている公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、市町村へ売却・貸付を行うことを検討し、まちづくりに貢献するように活用する。（→イ　まちづくりへの活用方針） また、運営に当たって、民間が運営することで経営改善を図られる公共施設については、民間貸付、指定管理者制度の導入を検討する。整備に当たって、民間実施により効率的・効果的となる公共施設については、PPP/PFI の導入を検討する等、民間活用を図る。（→ウ　民間活用方針）	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
②県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組 **ア　有効活用・保有総量最適化の推進方針** 本県では、県立高校再編後の跡地を活用し、庁舎等の統廃合を進めてきたところであるが、今後も県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減の視点から、公共施設のあり方を検討し、集約化を進める。 既存県有資産の余剰情報（空きスペースや未利用資産）を収集し、公共施設の新築・建替え・移転・集約における活用の事前協議を実施することで、不要な行政財産の取得・借上げ等を抑制する。 小規模で非効率に分散している公共施設や、建物性能の低い公共施設は、建物性能の高い公共施設に機能を集約する。 （削除） 集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村の保有する公共施設を共同利用し、県機関を配置することも検討する。 （削除）	**ア　統廃合の実施方針** 本県では、県立高校再編後の跡地を活用し、庁舎等の統廃合を進めてきたところであるが、今後も県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減の視点から、公共施設のあり方を検討し、集約化を進める。 ~~資産評価の結果、集約して維持する方針となった公共施設、機能移転して廃止する方針となった公共施設等について、統廃合を進める。~~ 小規模で非効率に分散している公共施設や、建物性能の低い公共施設は、建物性能の高い公共施設に機能を集約する。 ~~集約の拠点となる施設は、耐震性の十分な中規模以上の公共施設や、現状では耐震性がないが効率的に耐震改修ができる中規模以上の公共施設を選定する。~~集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村の保有する公共施設を共同利用し、県機関を配置することも検討する。 ~~集約後に未利用となった公共施設については、県として維持する必要性が認められない場合は廃止し、廃止後の資産については、まちづくりへの活用、民間での活用を図る。~~	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
イ　まちづくりへの活用方針 （削除） 本県では、行政サービスの維持・向上を図るため、県と市町村の持つ行政資源を県全体として有効活用し、地域の実情に応じた最適な地方行政のあり方を目指す「奈良モデル」の取組を進めており、まちづくりにおいても、県・市町村が一体的に検討を行っているところである。 低・未利用となっている県有の公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、県は市町村と協議を行い、県から市町村へ売却・貸付を行うことを検討する。このときには、エリアの中心となる拠点への都市機能の集積、エリアの特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化し、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指す。 （削除） また、国有施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内にある場合も、国、県及び市町村との間で公共施設の情報を共有し、活用を検討する。	**イ　まちづくりへの活用方針** ~~時代の流れに伴うニーズの変化や、少子高齢化・人口減少の進行等に対応するため、市町村が検討するまちづくりに、県も積極的に関与し、協働して取り組む。~~ 本県では、行政サービスの維持・向上を図るため、県と市町村の持つ行政資源を県全体として有効活用し、地域の実情に応じた最適な地方行政のあり方を目指す「奈良モデル」の取組を進めており、まちづくりにおいても、県・市町村が一体的に検討を行っているところである。 低・未利用となっている県有の公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、県は市町村と協議を行い、県から市町村へ売却・貸付を行うことを検討する。このときには、エリアの中心となる拠点への都市機能の集積、エリアの特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化し、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指す。~~具体例として、「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づいて庁舎を集約化した際、未利用となった桜井総合庁舎、桜井土木事務所について、医療・福祉・防災の新拠点施設として桜井市が、高田総合庁舎について、シビックコア周辺地区として大和高田市がそれぞれ整備することとし、建物、土地の売却に関して、減額する財政支援を行った。また、旧五條高等学校の跡地について、五條中心市街地地区として五條市が整備することとし、土地の売却に関して補助金交付の財政支援を行った。~~ また、国有施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内にある場合も、国、県及び市町村との間で公共施設の情報を共有し、活用を検討する。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（３．２．１（１）②カへ移動）・（修正）	**ウ　民間活用方針** 公共施設の運営、整備等に関し、民間を活用することにより、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減、自主財源の確保が図られるものについては、民間活用を積極的に検討する。 ~~施設の運営について、収益性が求められるものは、民営化を推進する。提供するサービスの水準について、県の関与が必要な施設は、指定管理者制度を導入し、サービス水準の向上、維持管理コストの削減を図る。指定管理者制度の導入後は、県と指定管理者とで連絡会議を開催して、運営状況を分析し、改善への取組をともに検討する。~~ ~~公共施設の整備において、整備予定地が、駅に近接している、一定の規模があるなど立地条件がよいもの、また実施予定事業が、民間で実施する方が効率的・効果的であるもの、収益面で民間参入が見込めるもの、民間誘致で周辺の活性化につながるものの場合、PPP/PFI の導入を検討し、業務の効率化、コスト削減を図る。~~ ~~多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が相当程度見込まれる公共施設については、ネーミングライツの導入を検討し、自主財源の確保、サービス水準の維持・向上に努める。~~	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
ウ　売却・貸付等の実施方針 利用見込みのない県有資産の有効活用については、売却・貸付・交換・譲与がある。効率的な行政運営に資するため、売却・貸付等が可能な公共施設の整理を進め、資産のスリム化に努める。 （削除） 市街地にあって、敷地が地域活性化への活用を期待できる立地にある公共施設は、移転して跡地を売却・貸付することを検討し、地域の活性化へ役立たせ、また、自主財源の確保を図る。 （削除）	**⑦売却・貸付等の実施方針** 県で保有しないこととなった資産の有効活用については、売却・貸付・交換・譲与がある。効率的な行政運営に資するため、売却・貸付等が可能な公共施設の整理を進め、資産のスリム化に努める。 ~~建物性能、土地の形状、立地条件等、資産価値が高く、財源として有効なものは、公募による売却を検討し、自主財源の確保に努める。~~ ~~用途廃止されている、余剰スペースがある、集約後に未利用となった等、低・未利用となっている公共施設については、データベースから抽出を行い、売却・貸付等について検討する。~~ 市街地にあって、敷地が地域活性化への活用を期待できる立地にある公共施設は、移転して跡地を~~市町村へ~~売却・貸付することを検討し、地域の活性化へ役立たせ、また、自主財源の確保を図る。 ~~なお、本計画期間中における資産売却の実績は、図表３．４のとおりである。~~	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>（削除）

加えて、売却に向けた条件整理中の資産や一般競争入札等による売払いを実施したが、売却に至っていない資産については、売却まで維持管理経費等を要するため、負担軽減の観点からも、売却だけではなく、貸付も積極的に実施する。</td>
<td>図表３．４　資産売却実績状況

<table>
<tr><th>整理番号</th><th>資産名</th><th>所在地</th><th>敷地面積</th></tr>
<tr><td>1</td><td>法蓮公舎跡地</td><td>奈良市法蓮町757-5</td><td>4,820.39</td></tr>
<tr><td>2</td><td>田原本資材倉庫跡地</td><td>田原本町阪手834-1，835-1，837-1，1054-1</td><td>3,429.95</td></tr>
<tr><td>3</td><td>法蓮町公舎跡地</td><td>奈良市法蓮町781-2</td><td>967.72</td></tr>
<tr><td>4</td><td>葛城川廃川敷</td><td>大和高田市大字今里川合方43-1、98-2</td><td>1096.93</td></tr>
<tr><td>5</td><td>佐味田川廃川敷</td><td>北葛城郡河合町大字穴闇1181</td><td>4.77</td></tr>
<tr><td>6</td><td>佐保山団地</td><td>奈良市佐保山台一丁目890番1、896番1</td><td>6,077.75</td></tr>
<tr><td>7</td><td>河川事業未利用地</td><td>橿原市小槻町445-2</td><td>76.00</td></tr>
<tr><td>8</td><td>古都保存買入地</td><td>明日香村大字奥山159番1</td><td>80.36</td></tr>
<tr><td>9</td><td>旧奈良三条教職員住宅</td><td>奈良市三条檜町29</td><td>1,663.35</td></tr>
<tr><td>10</td><td>御所実業高等学校（学校敷地一部）</td><td>御所市玉手335-2、338-2、339-1</td><td>389.41</td></tr>
<tr><td>11</td><td>天理斑鳩線代替地</td><td>桜井市大西368-1　外</td><td>1,281</td></tr>
<tr><td>12</td><td>佐保山団地（一部）</td><td>奈良市佐保台1丁目847-1　外</td><td>19,529</td></tr>
<tr><td>13</td><td>県営御所工区幹線水路分水槽不用地</td><td>葛城市新村55番2</td><td>66</td></tr>
<tr><td>14</td><td>旧国際研修館</td><td>奈良市高畑町102-1</td><td>1,434.98</td></tr>
<tr><td>15</td><td>旧橿原第二職員住宅</td><td>橿原市白橿町6丁目7-1</td><td>1,363.24</td></tr>
<tr><td>16</td><td>旧橿原第三教職員住宅</td><td>橿原市白橿町6丁目7-2</td><td>1,592.3</td></tr>
<tr><td>17</td><td>旧北郡山職員住宅</td><td>大和郡山市北郡山町244-24</td><td>192.23</td></tr>
<tr><td>18</td><td>奈良県立医科大学新キャンパス予定地</td><td>橿原市四条町　外</td><td>1,819</td></tr>
<tr><td>19</td><td>京奈和代替地（大和高田市根成柿）</td><td>大和高田市根成柿237-1　外</td><td>2,459</td></tr>
<tr><td>20</td><td>壱分</td><td>生駒市小瀬町976</td><td>591</td></tr>
<tr><td>21</td><td>吉野川浄化センター敷地（一部）</td><td>五條市二見5丁目1314-1</td><td>35,292</td></tr>
<tr><td>22</td><td>旧橿原職員住宅</td><td>橿原市白橿町4丁目</td><td>1,443</td></tr>
<tr><td>23</td><td>旧郡山保健所</td><td>大和郡山市植槻町3-16</td><td>2,825</td></tr>
<tr><td>24</td><td>医大新キャンパス予定地（市道）</td><td>橿原市四条町　外</td><td>5,232</td></tr>
<tr><td>25</td><td>旧山本公舎</td><td>橿原市山本町170</td><td>2,425</td></tr>
<tr><td>26</td><td>新堂町県有地</td><td>橿原市新堂町</td><td>554</td></tr>
<tr><td>27</td><td>旧高田総合庁舎</td><td>大和高田市大中</td><td>6,477</td></tr>
<tr><td>28</td><td>旧五條高等学校敷地</td><td>五條市岡口1丁目</td><td>21,607</td></tr>
<tr><td>29</td><td>旧耳成高校跡地の一部</td><td>橿原市常盤町　外</td><td>17,891</td></tr>
<tr><td>30</td><td>南紀寺職員住宅</td><td>奈良市南紀寺町3丁目818番</td><td>3,397</td></tr>
<tr><td>31</td><td>久米公舎</td><td>橿原市久米町860-1</td><td>423</td></tr>
<tr><td>32</td><td>元橿原待機宿舎</td><td>橿原市御坊町49</td><td>409</td></tr>
<tr><td>33</td><td>厚生労働省貸付地</td><td>奈良市紀寺町838-20</td><td>50</td></tr>
<tr><td>34</td><td>県営プール</td><td>奈良市三条大路1丁目</td><td>3,417</td></tr>
<tr><td>35</td><td>旧水道建設事務所</td><td>橿原市小房町11-1</td><td>1,113</td></tr>
<tr><td>36</td><td>県営プール</td><td>奈良市三条大路1丁目</td><td>3,966</td></tr>
</table>

加えて、売却に向けた条件整理中の資産や一般競争入札等による売払いを実施したが、売却に至っていない資産については、売却まで維持管理経費等を要するため、負担軽減の観点からも、売却だけではなく、貸付も積極的に実施する。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	**⑧予算管理に関する実施方針** ~~限られた財源の中で、必要な維持管理・更新等を適切に行うために、保有総量最適化の観点から、売却・貸付等を積極的に実施し、資産のスリム化による維持管理コストの削減及び自主財源の確保を図る。~~ ~~公共施設の維持管理・更新に当たっては、計画的な修繕・改修・更新を行うことによってトータルコストの縮減、予算の平準化を図る。~~ ~~また、人口減少・高齢化等の社会情勢の変化によって、県民の利用需要が施設設置当初と比べて変化し、施設が低・未利用となる場合が考えられるため、公共施設のあり方については必要に応じて見直しを行い、修繕・改修・更新については優先順位をつけて行う。~~ ~~公共施設を新たに整備するに当たっては、必要な規模、機能を精査し、保有総量の最適化を図る。また効率的な維持管理ができるよう考慮した仕様とし、維持管理コストを低減させる。~~	内容が重複するため削除
（２）　公共施設の類型ごとの実施方針 公共施設については「３．２．１（１）公共施設マネジメントの実施方針」において定めた方針に従って、総合的かつ計画的な管理を行うこととする。 公共施設の主な類型については、以下に個別の実施方針を併せて定めるが、施設の特性により類型ごとの実施方針を適用しがたい施設については、「３．２．１（１）公共施設マネジメントの実施方針」に従って、適正な施設管理を図ることとする。	**（３）　公共施設の類型ごとの実施方針** 公共施設については「３．２．１（２）公共施設マネジメントの実施方針」において定めた方針に従って、総合的かつ計画的な管理を行うこととする。 公共施設の主な類型については、以下に個別の実施方針を併せて定めるが、施設の特性により類型ごとの実施方針を適用しがたい施設については、「３．２．１（２）公共施設マネジメントの実施方針」に従って、適正な施設管理を図ることとする。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

①庁舎系施設

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
事務庁舎	27	96,866	県庁舎、総合庁舎 等
事業系施設	4	59,628	中央卸売市場 等
研修施設	3	12,435	キャリアサクセスヴィレッジ 等

（現状・課題）

本県の行政事務を執行するために必要不可欠な施設であるが、全般的に老朽化の度合いが高い。

（これまでの取組）

県有資産の価値向上の取組として、県庁舎等の改修工事を実施した。

また、県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組として、小規模で非効率に分散している庁舎や建物性能の低い庁舎は、耐震性の高い施設等へ積極的に集約化を図ってきた。

具体例として、「県庁舎系施設北部地域再配置計画」に基づき、平成 23 年度に奈良総合庁舎及び郡山総合庁舎として 7 施設（14 事務所）を集約し、また「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づき、平成 26 年度に橿原総合庁舎として 6 施設（13 事務所）を集約した。さらに、「県庁舎系施設南部地域再配置計画」に基づき、令和 3 年度に五條市役所との合同庁舎を整備し、五條総合庁舎として県の 4 施設(4 事務所)を集約した。

</td>
<td>

①庁舎系施設

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
事務庁舎	30	100,578	県庁舎、総合庁舎 等
事業系施設	4	59,628	中央卸売市場 等
研修施設	3	12,435	自治研修所 等

（現状・課題）

本県の行政事務を執行するために必要不可欠な施設であるが、全般的に老朽化の度合いが高い。

（これまでの取組）

~~平成 20 年 10 月策定の「県有資産の有効活用に関する基本方針」に基づき、県ではこれまで、~~小規模で非効率に分散している庁舎や建物性能の低い庁舎は、耐震性の高い施設等へ積極的に集約化を図ることとしてきた。

具体例として、「県庁舎系施設北部地域再配置計画」に基づき、平成 23 年度に奈良総合庁舎及び郡山総合庁舎として 7 施設（14 事務所）を集約し、また「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づき、平成 26 年度に橿原総合庁舎として 6 施設（13 事務所）を集約した。さらに、「県庁舎系施設南部地域再配置計画」に基づき、令和 3 年度に五條市役所との合同庁舎を整備し、五條総合庁舎として県の 4 施設(4 事務所)を集約した。

~~また、長寿命化の取組として、令和 2 年度に、女性センターの外壁タイルの補修を実施し、ユニバーサルデザインの取組として、平成 30 年度に県庁舎のトイレの洋式化を実施した。~~

</td>
<td>時点修正</td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
 集約化した庁舎 （郡山総合庁舎） 集約化した庁舎 （橿原総合庁舎） 集約化した庁舎 （五條総合庁舎(五條市役所併設)） （今後の取組方針） **ア　県有資産の価値向上の取組** **ａ　点検、整備に関する実施方針** 有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、庁舎系施設の中には、延床面積が広い大規模な施設が多く、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。 また、個別施設計画に基づき計画的な更新を行う。 なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。	 集約化した庁舎 （郡山総合庁舎） 集約化した庁舎 （橿原総合庁舎） 集約化した庁舎 （五條総合庁舎(五條市役所併設)） （今後の取組方針） **ア　点検~~・診断~~、維持管理・更新等に関する実施方針** 有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、庁舎系施設の中には、延床面積が広い大規模な施設が多く、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。 また、~~令和２年度までに策定した~~個別施設計画に基づき計画的な更新を行う。 なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
ｂ　耐震化の実施方針 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。耐震性能の低い施設は、廃止または早期に耐震化を進める。 **ｃ　長寿命化の実施方針** 建築後の経過年数が長く、老朽化が進行した施設については、今後の利用見込みや安全性を判断のうえ、大規模改修などにより長寿命化を図る。 **イ　県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組** 引き続き、施設集約、再配置により、行政サービスのワンストップサービス化による県民の利便性の向上を図る。 なお、集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村有施設を共同利用し、県の庁舎機能を配置することも検討する。 集約により未利用となった施設や敷地については、他目的での利用のほか、市町村や民間での活用も含めた検討を行う。	**イ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。耐震性能の低い施設は、廃止または早期に耐震化を進める。 **ウ　長寿命化の実施方針** 建築後の経過年数が長く、老朽化が進行した施設については、今後の利用見込みや安全性を判断のうえ、大規模改修などにより長寿命化を図る。 **エ　有効活用の実施方針** 引き続き、施設集約、再配置により、行政サービスのワンストップサービス化による県民の利便性の向上を図る。 なお、集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村有施設を共同利用し、県の庁舎機能を配置することも検討する。 集約により未利用となった施設や敷地については、他目的での利用のほか、市町村や民間での活用も含めた検討を行う。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

②研究・検査施設

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
試験研究施設	9	36,252	産業振興総合センター　等
研究施設	4	26,516	教育研究所　等
保健衛生施設	5	7,007	保健所　等

（現状・課題）

本県の研究・検査施設は、公設試験研究機関と呼ばれる試験研究施設と考古学、教育といった専門分野を取り扱う研究施設があり、基本的には単独で設置されており、相互に関連することが少なかった。

しかしながら、漢方プロジェクトにみられるように、薬事・産業の分野で連携する取組が進みつつある。また、研究の高度化にも対応した施設の必要性が高まっている。

（これまでの取組）

県有資産の価値向上の取組として、橿原考古学研究所や同和問題関係史料センター等の改修工事を実施した。

</td>
<td>

②研究・検査施設

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
試験研究施設	9	36,252	産業振興総合センター　等
研究施設	4	26,516	教育研究所　等
保健衛生施設	6	7,910	保健所　等

（現状・課題）

本県の研究・検査施設は、公設試験研究機関と呼ばれる試験研究施設と考古学、教育といった専門分野を取り扱う研究施設があり、基本的には単独で設置されており、相互に関連することが少なかった。

しかしながら、漢方~~のメッカ推進~~プロジェクトにみられるように、~~農業・~~薬事・産業の分野で連携する取組が進みつつある。また、研究の高度化にも対応した施設の必要性が高まっている。

（これまでの取組）

長寿命化の取組として、~~令和２年度から３年度にかけて、~~果樹・薬草研究センター（柿博物館）の屋上防水を実施した。

</td>
<td>時点修正</td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（今後の取組方針） **ア　県有資産の価値向上の取組** **ａ　点検、整備に関する実施方針** 各施設の研究分野・テーマに基づき、必要な規模、機能を維持し、また、各研究分野の研究の高度化により必要となる規模、機能を確保できるよう、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、計画的な更新・修繕等を行う。必要に応じて施設間で連携して、機能の役割分担や、受託研究を行うことで対応し、施設の新設や更新費を縮減することが必要である。 また、保健衛生や食品衛生などの分野を担う施設についても、必要な機能を満たす施設規模を維持する必要がある。 なお、現状の施設の各棟の利用状況、敷地の活用状況、及び県政における必要な機能の見直し状況を踏まえ、今後の施設のあり方を検討する。 **ｂ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震改修を進める。あり方検討中の施設については、今後の施設のあり方について早急に方針を決定し、耐震性能の低い施設は早期に耐震化を進める。	（今後の取組方針） **ア　点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針** 各施設の研究分野・テーマに基づき、必要な規模、機能を維持し、また、各研究分野の研究の高度化により必要となる規模、機能を確保できるよう、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、計画的な更新・修繕等を行う。必要に応じて施設間で連携して、機能の役割分担や、受託研究を行うことで対応し、施設の新設や更新費を縮減することが必要である。 また、保健衛生や食品衛生などの分野を担う施設についても、必要な機能を満たす施設規模を維持する必要がある。 なお、現状の施設の各棟の利用状況、敷地の活用状況、及び県政における必要な機能の見直し状況を踏まえ、今後の施設のあり方を検討する。 **イ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震改修を進める。あり方検討中の施設については、今後の施設のあり方について早急に方針を決定し、耐震性能の低い施設は早期に耐震化を進める。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
ｃ　長寿命化の実施方針 事業の継続期間や必要な機能を満たす施設規模などを考慮して、長寿命化のための改修を行う。 **イ　県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組** 試験研究器具や試験研究室、圃場などにおいて、利用率が低い場合は、共同で利用するなど施設の有効活用に努める。	**ウ 長寿命化の実施方針** 事業の継続期間や必要な機能を満たす施設規模などを考慮して、長寿命化のための改修を行う。 **エ 有効活用の実施方針** 試験研究器具や試験研究室、圃場などにおいて、利用率が低い場合は、共同で利用するなど施設の有効活用に努める。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

③集客系施設

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
文化施設	8	51,745	万葉文化館、美術館 等
集客施設	25	127,694	文化会館、競輪場 等
情報案内施設	10	7,033	法隆寺ｉセンター 等
運動公園	43	42,161	橿原公苑体育館 等
駐車場	4	6,326	大仏殿前自動車駐車場、奈良公園バスターミナル 等

（現状・課題）

集客系施設は、設置当初は県民のニーズと設置目的が合致していたが、市町村でも同種の施設を設置するなど、社会情勢の変化により、稼働率が低下するなど、施設本来のあり方を見直す必要があるものが少なくない状況にある。

（これまでの取組）

県有資産の価値向上の取組として、万葉文化館や産業会館等の改修工事を実施した。

（表削除）

</td>
<td>

③集客系施設

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
文化施設	5	40,203	万葉文化館、美術館 等
集客施設	26	127,497	文化会館、競輪場 等
情報案内施設	9	6,277	法隆寺ｉセンター 等
運動公園	42	42,127	橿原公苑体育館 等
駐車場	4	6,284	大仏殿前自動車駐車場、奈良公園バスターミナル 等

（現状・課題）

集客系施設は、設置当初は県民のニーズと設置目的が合致していたが、市町村でも同種の施設を設置するなど、社会情勢の変化により、稼働率が低下するなど、施設本来のあり方を見直す必要があるものが少なくない状況にある。

（これまでの取組）

長寿命化の取組として、令和 2 年度から 3 年度にかけて次の取組を実施した。

完了年度	施設名	長寿命化の取組
R2 年度	文化会館	中央監視設備の改修
	橿原文化会館	空調(冷温水器)の更新
	県立美術館	直流電源装置の更新 空調(冷却塔等)の改修（設計）
R3 年度	文化会館	給水設備の改修
	橿原文化会館	受変電設備の改修 非常用蓄電池の改修
	県立美術館	空調(冷却塔等)の改修 屋上防排水の改修（設計）
	民俗博物館	屋上防水
	万葉文化館	屋根葺替
	橿原考古学研究所附属博物館	屋上防水

</td>
<td>

時点修正

</td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（今後の取組方針） **ア　県有資産の価値向上の取組** **ａ　点検、整備に関する実施方針** 有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、施設の利用状況や維持管理コストについての情報を収集・蓄積することにより、施設運営の効率化を進め、適正な受益者負担によって施設を運営することを目指す必要がある。 また、市町村や民間施設との役割分担についても、県民ニーズや個々の施設の利用状況等を踏まえて再検討する必要がある。 これらの情報を基に、資産評価を経て維持する施設については、経営改善やサービス水準の向上、維持管理コストの削減を図る視点を持ち、指定管理者制度の導入をはじめとした民間活用を検討する。 **ｂ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。あり方検討中の施設については、今後の施設の活用のあり方について早急に方針を決定し、今後維持する施設で耐震性能の低い施設は早期に耐震改修を進める。 また、非構造部材(吊り天井など)の安全対策の取組を進める。	（今後の取組方針） **ア　点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針** 有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、施設の利用状況や維持管理コストについての情報を収集・蓄積することにより、施設運営の効率化を進め、適正な受益者負担によって施設を運営することを目指す必要がある。 また、市町村や民間施設との役割分担についても、県民ニーズや個々の施設の利用状況等を踏まえて再検討する必要がある。 これらの情報を基に、資産評価を経て維持する施設については、経営改善やサービス水準の向上、維持管理コストの削減を図る視点を持ち、指定管理者制度の導入をはじめとした民間活用を検討する。 **イ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。あり方検討中の施設については、今後の施設の活用のあり方について早急に方針を決定し、今後維持する施設で耐震性能の低い施設は早期に耐震改修を進める。 また、非構造部材(吊り天井など)の安全対策の取組を進める。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
ｃ　長寿命化の実施方針 今後維持する施設については、早期に長寿命化を進める必要がある。ただし、延床面積の広い大規模な施設が多く、改修費が大きくなるため、優先度を判断して長寿命化を進めるものとする。 **イ　県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組** 文化施設や集客施設は、県有施設としての規模・役割を再検証した上で、機能集約ができる施設はリニューアルなどの機会に集約を進め、コンパクト化することにより、コストの縮減と利用者満足度の向上を図る。特に、老朽化の進んだ施設や利用状況の思わしくない施設については、積極的な取組が必要である。 また、周囲に類似の機能を持った市町村や民間の施設が存在する場合は、それらの施設に代替機能を持たせて県有施設の廃止等も見据えた検討を行う。	**ウ 長寿命化の実施方針** 今後維持する施設については、早期に長寿命化を進める必要がある。ただし、延床面積の広い大規模な施設が多く、改修費が大きくなるため、優先度を判断して長寿命化を進めるものとする。 **エ 有効活用の実施方針** 文化施設や集客施設は、県有施設としての規模・役割を再検証した上で、機能集約ができる施設はリニューアルなどの機会に集約を進め、コンパクト化することにより、コストの縮減と利用者満足度の向上を図る。特に、老朽化の進んだ施設や利用状況の思わしくない施設については、積極的な取組が必要である。 また、周囲に類似の機能を持った市町村や民間の施設が存在する場合は、それらの施設に代替機能を持たせて県有施設の廃止等も見据えた検討を行う。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

④教育施設

（令和7年４月１日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
高等学校	32	358,001	普通科高等学校　等
特別支援学校	10	74,363	養護学校、盲学校　等
大学	1	3,563	奈良県立大学(県有施設分)
養成施設	5	14,902	高等技術専門校　等
寄宿舎	5	7,599	高等学校総合寄宿舎　等

（現状・課題）

本県では急激な少子高齢化が進行すると予測され、県立高校の在り方について検討する必要がある。

一方、支援の必要な児童生徒数は、特に、知的障害特別支援学校を中心に近年増え続けており、施設が不足気味となっている。

養成施設は、実践的かつ専門的な技能・知識を習得するための教育を行っている施設であるが、カリキュラムの内容や施設の規模が人材の養成施設としての社会の要請に合致しているかの検証が必要となっている。

</td>
<td>

④教育施設

（令和3年４月１日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
高等学校	33	379,341	普通科高等学校　等
特別支援学校	10	75,285	養護学校、盲学校　等
大学	1	11,838	奈良県立大学(県有施設分)
養成施設	5	14,614	高等技術専門校　等
寄宿舎	5	7,599	高等学校総合寄宿舎　等

（現状・課題）

本県では少子高齢化が~~全国よりも速いスピードで~~進行すると予測され、県立高校について~~再編を~~検討する必要がある。

一方、~~特別支援学校は、児童生徒それぞれの教育的ニーズを把握し、持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、~~生徒数は、特に、知的障害特別支援学校を中心に近年増え続けて~~いる。そのため~~、施設が不足気味となっている。

養成施設は、実践的かつ専門的な技能・知識を習得するための教育を行っている施設であるが、カリキュラムの内容や施設の規模が人材の養成施設としての社会の要請に合致しているかの検証が必要となっている。

</td>
<td>時点修正</td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（これまでの取組） 　県立高校については、少子化に対応するために、平成 16 年度から平成 20 年度にかけて再編を行った。また、再編により使用しなくなった県立高校の跡地については､庁舎の集約先とするなどして活用を行った。 　現在、「県立高等学校適正化実施計画」（平成 30 年 10 月策定）に基づき、県立高校の質向上と再編成を図るため、令和２年度から「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を進めているところである。 　特別支援学校については、建物内の余剰スペースを活用することや､普通科高等学校を改修して特別支援学校として活用すること等によって生徒数の増加に対応してきたが､今後の児童生徒数の推移によっては、対応について検討が必要となっている。 　養成施設については、これまでもカリキュラムの見直しを続けてきたところである。	（これまでの取組） 　県立高校については、少子化に対応するために、平成 16 年度から平成 20 年度にかけて再編を行った。また、再編により使用しなくなった県立高校の跡地については､庁舎の集約先とするなどして活用を行った。 　現在、「県立高等学校適正化実施計画」（平成 30 年 10 月策定）に基づき、県立高校の質向上と再編成を図るため、令和２年度から「魅力と活力あるこれからの高校づくり」を進めているところである。 　特別支援学校については、建物内の余剰スペースを活用することや､普通科高等学校を改修して特別支援学校として活用すること等によって生徒数の増加に対応してきたが､今後の児童生徒数の推移によっては、対応について検討が必要となっている。 　養成施設については、これまでもカリキュラムの見直しを続けてきたところである。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（今後の取組方針） **ア　県有資産の価値向上の取組** **ａ　点検、整備に関する実施方針** 施設の利用者が多く、安全性を十分に確保すべき施設であることから、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、学校毎の施設の基本情報や点検結果等を示す「学校施設カルテ」を作成し、日常点検や補修のデータを管理・共有し、計画的な維持管理に努める。 **ｂ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。耐震性能の低い施設は、廃止または早期に耐震化を進める。なお、県立高校及び特別支援学校については耐震化が完了している。 （削除） **ｃ　長寿命化の実施方針** 令和２年度に策定した「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」及び個別施設計画に基づき、改修費の平準化を図りながら、計画的かつ効率的な施設整備を進める。	（今後の取組方針） **ア　点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針** 施設の利用者が多く、安全性を十分に確保すべき施設であることから、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、学校毎の施設の基本情報や点検結果等を示す「学校施設カルテ」を作成し、日常点検や補修のデータを管理・共有し、計画的な維持管理に努める。 **イ　耐震化の実施方針** （追加） 特別支援学校については耐震化が完了している。~~県立高校については、「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、引き続き令和４年度末に耐震化が完了するよう改修等を進める。~~ **ウ　長寿命化の実施方針** 令和２年度に策定した「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」及び個別施設計画に基づき、改修費の平準化を図りながら、計画的かつ効率的な施設整備を進める。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
イ　県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組 県立高校の今後の在り方については、教育内容の一層の改善及び充実と、今後の生徒数の推移を展望した県立高校の規模と配置の適正化などを図ることとし、将来の生徒数の推移や地域ごとの県立高校の配置バランス、生徒の通学のしやすさなどを考慮する必要がある。 なお、今後、県立高校の適正化について検討する際には、カリキュラムの特色等の機能面の視点だけでなく、施設の維持管理の効率化等も念頭に置いた計画策定に努める。 また、特別支援学校については、既存の学校を肢体不自由と知的障害を併設した特別支援学校として移転・新設し、必要な施設規模、機能の確保に努める。 また、養成施設については、時代のニーズ等に合わせたカリキュラムの見直しを必要に応じて行い、実施されるカリキュラムに基づいて、必要な施設規模、機能の確保に努める。	**~~エ　有効活用の実施方針~~** 県立高校の再編に当たっては、教育内容の一層の改善及び充実と、今後の生徒数の推移を展望した県立高校の規模と配置の適正化などを図ることとし、将来の生徒数の推移や地域ごとの県立高校の配置バランス、生徒の通学のしやすさなどを考慮する必要がある。 なお、今後の再編計画の策定においては、カリキュラムの特色等の機能面の視点だけでなく、施設の維持管理の効率化等も念頭に置いた計画策定に努める。 次に、特別支援学校については、今後はインクルーシブ教育の推進を図り、県立高校の教室を利用した分教室を設置すること等により、必要な施設規模、機能の確保に努める。 また、養成施設については、時代のニーズ等に合わせたカリキュラムの見直しを必要に応じて行い、実施されるカリキュラムに基づいて、必要な施設規模、機能の確保に努める。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

⑤社会福祉施設

（令和7年４月１日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
福祉総合施設	1	11,578	社会福祉総合センター
福祉相談施設	2	2,709	中央こども家庭相談センター　等
障害者福祉施設	2	9,615	障害者総合支援センター　等
自立支援施設	2	8,479	精華学院、藤の木学園

（現状・課題）

本県の社会福祉施設としては、子育て支援機能や障害者支援機能を持った施設があるが、公的支援を必要とする県民に対するセーフティネットを担う施設として、適切な規模、機能を確保する必要がある。

（これまでの取組）

県有資産の価値向上の取組として、社会福祉総合センターや障害者総合支援センター等の改修工事を実施した。

また、県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組として、筒井寮と登美学園を集約し、藤の木学園として整備した。

</td>
<td>

⑤社会福祉施設

（令和3年４月１日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
福祉総合施設	1	11,578	社会福祉総合センター
障害者福祉施設	2	18,551	障害者総合支援センター　等
福祉相談施設	2	2,718	中央こども家庭相談センター　等
自立支援施設	2	7,902	精華学院、藤の木学園

（現状・課題）

本県の社会福祉施設としては、子育て支援機能や障害者支援機能を持った施設があるが、公的支援を必要とする県民に対するセーフティネットを担う施設として、適切な規模、機能を確保する必要がある。

（これまでの取組）

集約化・複合化の取り組みとして、筒井寮と登美学園を集約し、藤の木学園として整備した。

~~また、長寿命化の取組として、令和２年度に社会福祉総合センターの屋上防水を実施した。~~。

</td>
<td>

時点修正

</td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（今後の取組方針） **ア　県有資産の価値向上の取組** **ａ　点検、整備に関する実施方針** 県立の社会福祉施設であることの役割を鑑み、今後も福祉行政を担う拠点施設であることから、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、適切な維持管理を進め、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。 また、個別施設計画に基づき、計画的な更新を行う。 なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。 **ｂ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。 **ｃ　長寿命化の実施方針** 施設の点検、維持管理を適切に実施し、「予防保全」への転換を進める。また、個別施設計画に基づき、改修費の平準化を図りながら改修等を進める。 **イ　県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組** 障害者数が増加傾向にあること等から、公的支援を必要とする人数は、今後増加を続けると考えられることを踏まえ、適切な施設規模、機能を確保することに努める。	（今後の取組方針） **ア　点検~~・診断~~、維持管理・更新等に関する実施方針** 県立の社会福祉施設であることの役割を鑑み、今後も福祉行政を担う拠点施設であることから、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、適切な維持管理を進め、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。 また、~~令和２年度までに策定した~~個別施設計画に基づき、計画的な更新を行う。 なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。 **イ　耐震化の実施方針** 「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震化を進める。 **ウ　長寿命化の実施方針** 施設の点検、維持管理を適切に実施し、「予防保全」への転換を進める。また、~~令和２年度までに策定した~~個別施設計画に基づき、改修費の平準化を図りながら改修等を進める。 **エ　有効活用の実施方針** 障害者数が増加傾向にあること等から、公的支援を必要とする人数は、今後増加を続けると考えられることを踏まえ、適切な施設規模、機能を確保することに努める。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

⑥住居系施設

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
県営住宅	43	468,866	樋原団地　等
職員公舎	10	6,044	十津川村公舎 等

（現状・課題）

県営住宅については、耐用年数が超過している又は 10 年以内に超過する老朽化したものは現在、24 団地あり、うち 13 団地が管理戸数 100 戸未満の小規模団地である。また、老朽化している県営住宅の構造は、木造、簡易耐火造平屋建て又は簡易耐火造二階建ての低層住宅である。

職員公舎は、勤務上、居住の必要性があると認められる場合に職員が居住する施設であることから、将来にわたっての必要性を常に検証する必要がある。

（これまでの取組）

職員の福利厚生施設として職員が居住する施設である職員住宅について、住宅事情の変化等を踏まえ廃止した。

</td>
<td>

⑥住居系施設

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
県営住宅	43	467,635	樋原団地　等
職員公舎	16	7,128	十津川村公舎 等

（現状・課題）

県営住宅については、耐用年数が超過している又は 10 年以内に超過する老朽化したものは現在、24 団地あり、うち 13 団地が管理戸数 100 戸未満の小規模団地である。また、老朽化している県営住宅の構造は、木造、簡易耐火造平屋建て又は簡易耐火造二階建ての低層住宅である。

職員公舎は、勤務上、居住の必要性があると認められる場合に職員が居住する施設であることから、将来にわたっての必要性を常に検証する必要がある。

（これまでの取組）

職員の福利厚生施設として職員が居住する施設である職員住宅について、住宅事情の変化等を踏まえ~~、警察本部所管の待機宿舎の一部を除き~~廃止した。

</td>
<td>時点修正</td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（今後の取組方針） **ア　県有資産の価値向上の取組** **ａ　点検、整備に関する実施方針** 有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、県営住宅に関しては、「奈良県営住宅長寿命化計画」（令和 3 年 4 月改訂）に従って、老朽化した県営住宅は、建替え・集約等を計画的に行うとともに、耐用年数が残る県営住宅については、適切に維持管理や改修を行い、継続して供用する方針である。 職員公舎については、山間部等、周囲に代替できる居住施設のない地域に勤務する職員が、公舎を利用する場合等においては、必要とされる規模を考慮した上で、適切に維持修繕等を行う。 **ｂ　耐震化の実施方針** 居住者の安全確保の観点から、耐震性を有し、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや、老朽化した県営住宅の建替えなどを進めることにより、減災のための総合的な取組を進める。 **ｃ　長寿命化の実施方針** 耐用年数が残存しており、今後維持していく方針である県営住宅に関しては、長寿命化のための維持管理や改修を計画的に行う。	（今後の取組方針） **ア　点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針** 有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、県営住宅に関しては、「奈良県営住宅長寿命化計画」（令和 3 年 4 月改訂）に従って、老朽化した県営住宅は、建替え・集約等を計画的に行うとともに、耐用年数が残る県営住宅については、適切に維持管理や改修を行い、継続して供用する方針である。 職員公舎については、山間部等、周囲に代替できる居住施設のない地域に勤務する職員が、公舎を利用する場合等においては、必要とされる規模を考慮した上で、適切に維持修繕等を行う。 **イ　耐震化の実施方針** 居住者の安全確保の観点から、耐震性を有し、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや、老朽化した県営住宅の建替えなどを進めることにより、減災のための総合的な取組を進める。 **ウ　長寿命化の実施方針** 耐用年数が残存しており、今後維持していく方針である県営住宅に関しては、長寿命化のための維持管理や改修を計画的に行う。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
イ　県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組 　県営住宅の集約化や建替えにより生まれる余剰地については、まちづくりへの活用等の検討を行い、有効活用を図る。 　また、施設の保有総量を抑制するために、老朽化している職員公舎に関しては除却を進め、機能確保については、単なる施設の更新ではなく賃貸住宅による対応等も行うことで維持管理コストの削減を図る。	**エ　有効活用の実施方針** 　県営住宅の集約化や建替えにより生まれる余剰地については、まちづくりへの活用等の検討を行い、有効活用を図る。 　また、施設の保有総量を抑制するために、老朽化している職員公舎に関しては除却を進め、機能確保については、単なる施設の更新ではなく賃貸住宅による対応等も行うことで維持管理コストの削減を図る。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

⑦警察施設

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
警察署	17	45,105	奈良警察署　等
交番	77	6,439	大安寺交番 等
駐在所	86	7,241	古市南駐在所　等
連絡所	10	604	春日野連絡所　等
検問所	1	19	富雄検問所
特殊施設	15	16,200	交通管制センター　等
待機宿舎	7	9,749	今市待機宿舎　等

（現状・課題）

（記載箇所変更）

交番、駐在所については、地域の警察力を高め、安全安心を確保する目的のため配置されるものであり、交番は警察官が 24 時間体制で交代勤務し、駐在所は警察官が居住して勤務するものであるが、老朽化した交番・駐在所が多く、その建替えに多大な費用が必要となっているため、令和 2 年度に策定した「奈良県警察交番・駐在所最適化指針」に従い、計画的に統廃合を進めている。

</td>
<td>

⑦警察施設

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設分類	施設数	延床面積[㎡]	主な施設
警察署	17	43,818	奈良警察署　等
交番	69	5,572	大安寺交番 等
駐在所	107	8,906	佐紀駐在所　等
連絡所	12	781	春日野連絡所　等
検問所	1	19	富雄検問所
特殊施設	16	15,552	交通管制センター　等
待機宿舎	7	9,749	今市待機宿舎　等

（現状・課題）

本県では、限られた人員で最大限の効果をあげ、将来にわたり質の高い治安サービスを提供するため、平成 19 年度から平成 26 年度にかけて「警察署再編整備計画」に基づき、警察署の統合を行った。機能を集約することで重大事案についてもスケールメリットで対応することができる反面、集約される警察署の管内の安全安心の確保も重要であるため、集約される警察署の建物を分庁舎施設として維持している。

交番、駐在所については、地域の警察力を高め、安全安心を確保する目的のため配置されるものであり、交番は警察官が 24 時間体制で交代勤務し、駐在所は警察官が居住して勤務するものである。~~近年、女性を対象とした犯罪及び女性被疑者に的確に対応するため、交番への女性警察官の配置を拡大しており、男女別の更衣室などの施設改修が必要となっている。また、~~老朽化した交番・駐在所が多く、その建替えに多大な費用が必要となっているため、令和 2 年度に策定した「奈良県警察交番・駐在所最適化指針」に従い、~~今後~~計画的に統廃合を進める。

</td>
<td>

時点修正

</td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
待機宿舎は、警察官の集団警察力を確保する目的のため建設された施設であり、緊急配備の必要が生じた際に、警察職員が速やかに招集に応じられるよう任務上の配慮が必要であり、存続する必要がある。 （これまでの取組） 県有資産の品質向上の取組として、警察施設の改修工事を実施した。 また、本県では、限られた人員で最大限の効果をあげ、将来にわたり質の高い治安サービスを提供するため、平成 19 年度から平成 26 年度にかけて「警察署再編整備計画」に基づき、警察署の統合を行った。機能を集約することで重大事案についてもスケールメリットで対応することができる反面、集約される警察署の管内の安全安心の確保も重要であるため、集約される警察署の建物を分庁舎施設として維持している。	待機宿舎は、警察官の集団警察力を確保する目的のため建設された施設であり、緊急配備の必要が生じた際に、警察職員が速やかに招集に応じられるよう任務上の配慮が必要であり、存続する必要がある。 （追加） （記載箇所変更）	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（今後の取組方針） **ア　県有資産の価値向上の取組** **ａ　点検、整備に関する実施方針** 県民の安全安心を確保するため、警察署の施設機能を維持できるよう、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、計画的な更新・修繕等を行う。 交番、駐在所に関しては、立地要件（駅前、住宅地、交通要所等）、交番の規模、配置人員、事件・事故等取扱件数、苦情・相談等受理状況を考慮し、また、各施設の老朽度合い等を勘案しながら改修するなど、地域の実情に即した施設機能の維持・向上に努める。 待機宿舎については、遠隔地であり拠点化により対応ができないものについては、必要な改修を行い維持する。 **ｂ　耐震化の実施方針** 耐震性が低い警察署については順次改修を進めていたが、令和６年度をもって耐震化工事は全て完了している。 また、地域の防災拠点でもある交番・駐在所については、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。 **ｃ　長寿命化の実施方針** 県民の安全・安心を守る警察活動を行うための活動拠点であることから、機能維持のために必要な改修については、個別施設計画に基づき、費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行う。	（今後の取組方針） **ア　点検~~・診断~~、維持管理・更新等に関する実施方針** ~~警察署の再編整備が一段落したので、今後は、~~県民の安全安心を確保するため、警察署の施設機能を維持できるよう、有資格者による建築基準法第 12 条点検等を定期的に実施するとともに、計画的な更新・修繕等を行う。 交番、駐在所に関しては、立地要件（駅前、住宅地、交通要所等）、交番の規模、配置人員、事件・事故等取扱件数、苦情・相談等受理状況を考慮し、女性警察官の配置が特に必要な交番は、優先度をつけて女性警察官が勤務しやすいよう改修するなど、地域の実情に即した施設機能の維持・向上に努める。 待機宿舎については、遠隔地であり拠点化により対応ができないものについては、必要な改修を行い維持する。 **イ　耐震化の実施方針** 耐震性が低い警察署については順次改修を進めているが、耐震化が未完了の警察署については早期に改修工事等を実施する。 また、地域の防災拠点でもある交番・駐在所については、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。 **ウ　長寿命化の実施方針** 県民の安全・安心を守る警察活動を行うための活動拠点であることから、機能維持のために必要な改修については、~~令和２年度に策定した~~個別施設計画に基づき、費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行う。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
イ　県有資産の有効活用・保有総量最適化の取組 待機宿舎については、管理の効率化、維持管理コストの削減を図るため、拠点化・集約化の検討を進める。そのうち、北和地区、中南和地区については、宿舎のあり方の検討を行い、当該地域の拠点となり得る宿舎を決定し、拠点としない宿舎については、集約を行う。	**エ　有効活用の実施方針** 待機宿舎については、管理の効率化、維持管理コストの削減を図るため、拠点化・集約化の検討を進める。そのうち、北和地区、中南和地区については、宿舎のあり方の検討を行い、当該地域の拠点となり得る宿舎を決定し、拠点としない宿舎については、集約を行う。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新

⑧防災の拠点となる施設

①～⑦にあげた施設の中で、県は、災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置付けられている施設については、他の施設よりも高い基準の耐震性能を求めるなど、災害が起こった際の安全性に配慮している。

防災の拠点となる施設については、今後も計画的な長寿命化を図るなどして、災害時の拠点機能を確保する。

図表３．２　耐震安全性の分類

分類	活動内容	耐震安全性の分類			主な施設
		構造体	非構造部位	建築設備	
災害応急対策活動に必要な施設	応急対策活動拠点	Ⅰ類	A類	甲類	本庁舎、土木事務所
		Ⅱ類	A類	甲類	警察署、防災航空隊事務所
		Ⅲ類	B類	乙類	交通管制センター
	救護活動拠点	Ⅰ類	A類	甲類	保健所
避難所		Ⅱ類	A類	乙類	県立高校体育館
人命・物品の安全性確保が必要な施設	危険物貯蔵・使用	Ⅰ類	A類	甲類	保健研究センター
		Ⅱ類	A類	甲類	薬事研究センター
	多数の者が利用	Ⅱ類	B類	乙類	文化会館、美術館
		Ⅲ類	B類	乙類	野外活動センター
その他		Ⅲ類	B類	乙類	県営住宅、交番、駐在所

※Ⅰ類・Ⅱ類については、建築基準法上の耐震性能だけでなく、防災上の耐震性能を必要とする。

旧

⑧防災の拠点となる施設

①～⑦にあげた施設の中で、県は、災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置付けられている施設については、他の施設よりも高い基準の耐震性能を求めるなど、災害が起こった際の安全性に配慮している。

防災の拠点となる施設については、今後も計画的な長寿命化を図るなどして、災害時の拠点機能を確保する。

図表３．５　耐震安全性の分類

分類	活動内容	耐震安全性の分類			主な施設
		構造体	非構造部位	建築設備	
災害応急対策活動に必要な施設	応急対策活動拠点	Ⅰ類	A類	甲類	本庁舎、土木事務所
		Ⅱ類	A類	甲類	警察署、防災航空隊事務所
		Ⅲ類	B類	乙類	交通管制センター
	救護活動拠点	Ⅰ類	A類	甲類	保健所
避難所		Ⅱ類	A類	乙類	県立高校体育館
人命・物品の安全性確保が必要な施設	危険物貯蔵・使用	Ⅰ類	A類	甲類	保健研究センター
		Ⅱ類	A類	甲類	薬事研究センター
	多数の者が利用	Ⅱ類	B類	乙類	文化会館、美術館
		Ⅲ類	B類	乙類	野外活動センター
その他		Ⅲ類	B類	乙類	県営住宅、交番、駐在所

※Ⅰ類・Ⅱ類については、建築基準法上の耐震性能だけでなく、防災上の耐震性能を必要とする。

備考

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
表３．3　耐震安全性の分類及び目標
<table>
<tr><th>部位</th><th>分類</th><th>耐震安全性の目標</th></tr>
<tr><td rowspan="3">構造体</td><td>Ⅰ類</td><td>大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること</td></tr>
<tr><td>Ⅱ類</td><td>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保が図られていること</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>大地震動による構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非構造部材</td><td>Ａ類</td><td>大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入を円滑に行ううえにおいて支障となったり、危険物の管理上支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること</td></tr>
<tr><td>Ｂ類</td><td>大地震動により建築非構造部材の部分的な損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築設備</td><td>甲類</td><td>大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること</td></tr>
<tr><td>乙類</td><td>大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表３．6　耐震安全性の分類及び目標
<table>
<tr><th>部位</th><th>分類</th><th>耐震安全性の目標</th></tr>
<tr><td rowspan="3">構造体</td><td>Ⅰ類</td><td>大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること</td></tr>
<tr><td>Ⅱ類</td><td>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保が図られていること</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>大地震動による構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非構造部材</td><td>Ａ類</td><td>大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入を円滑に行ううえにおいて支障となったり、危険物の管理上支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること</td></tr>
<tr><td>Ｂ類</td><td>大地震動により建築非構造部材の部分的な損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築設備</td><td>甲類</td><td>大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること</td></tr>
<tr><td>乙類</td><td>大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
３．２．２　インフラ施設 **（１）メンテナンスサイクルの構築** 点検・診断及び維持管理・修繕・更新等に係る履歴等の情報を記録し、次期の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築することで、施設管理の質を高め、発展させていくことに努める。 **（２）インフラ施設マネジメントの実施方針** **①点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 各インフラ施設の点検・診断の結果に基づき、優先度を整理した上で必要な対策を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。また、耐震化が必要な施設については、更新・修繕に合わせて耐震化を推進する。 **②基準類の整備に関する実施方針** 各インフラ施設の点検・診断・維持管理・更新の実施に当たっては、法令、要領、基準、マニュアル等を遵守する。また、必要に応じて県独自の基準やマニュアルを策定する。 **③資産状況の整理と活用に関する実施方針** 各インフラ施設における点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や、更新・修繕の履歴も含め情報を収集・蓄積・共有しデータベースを構築する。	**３．２．２　インフラ施設** **（１）メンテナンスサイクルの構築** 点検・診断及び維持管理・修繕・更新等に係る履歴等の情報を記録し、次期の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築することで、施設管理の質を高め、発展させていくことに努める。 **（２）インフラ施設マネジメントの実施方針** **①点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 各インフラ施設の点検・診断の結果に基づき、優先度を整理した上で必要な対策を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。また、耐震化が必要な施設については、更新・修繕に合わせて耐震化を推進する。 **②基準類の整備に関する実施方針** 各インフラ施設の点検・診断・維持管理・更新の実施に当たっては、法令、要領、基準、マニュアル等を遵守する。また、必要に応じて県独自の基準やマニュアルを策定する。 **③資産状況の整理と活用に関する実施方針** 各インフラ施設における点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や、更新・修繕の履歴も含め情報を収集・蓄積・共有しデータベースを構築する。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
④新技術の活用に関する実施方針 各インフラ施設の維持管理・更新等に係る工期の短縮、費用の低減を図り、また、より効率的に点検・診断できるよう新技術の活用を積極的に推進する。 **⑤予算管理に関する実施方針** 各インフラ施設の更新・修繕にかかる費用と更新・修繕を実施する時期を調整し予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努め、計画的な投資を行う。 **⑥体制の構築に関する実施方針** メンテナンスサイクルを確実に実行するため、各インフラ施設の特性に応じて、必要な人員・人材等を継続的に確保し体制を構築する。 **⑦個別施設計画の策定に関する実施方針** 各インフラ施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、個別施設計画を策定する。個別施設計画の策定に当たっては、施設ごとの点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であるため、施設ごとにメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講じた上で、計画を策定する。	**④新技術の活用に関する実施方針** 各インフラ施設の維持管理・更新等に係る工期の短縮、費用の低減を図り、また、より効率的に点検・診断できるよう新技術の活用を積極的に推進する。 **⑤予算管理に関する実施方針** 各インフラ施設の更新・修繕にかかる費用と更新・修繕を実施する時期を調整し予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努め、計画的な投資を行う。 **⑥体制の構築に関する実施方針** メンテナンスサイクルを確実に実行するため、各インフラ施設の特性に応じて、必要な人員・人材等を継続的に確保し体制を構築する。 **⑦個別施設計画の策定に関する実施方針** 各インフラ施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、個別施設計画を策定した。個別施設計画の策定に当たっては、施設ごとの点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であるため、施設ごとにメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講じた上で、計画の策定を行った。~~公共施設の有効活用を図ることで県民ニーズに応じられる機能を継続的に維持・運営していくため、公共施設の選択と投資の集中を推進する。~~	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（３）　インフラ施設の類型ごとの実施方針 **①道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート** これまでインフラ施設の維持修繕については、損傷が発生した後に補修･補強工事を行う事後保全型の維持管理が中心の対応であったが､今後は計画的かつ効率的な予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図ることとする。 令和７年６月６日に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」において､「予防保全型メンテナンスへの早期転換」は「推進が特に必要となる施策」として位置づけられており、特に緊急または早期に措置すべきインフラに対して集中的に修繕等の対策を進める。予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るために、以下のア～キに示す実施方針により適切に取組を進める。 **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 全対象施設において点検・診断の結果や利用状況等に基づき、優先度を整理した上で、必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。 早期に措置が必要なインフラ施設に対しては、集中的な対応を実施し機能を回復させ、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を早期に図る。 予防保全段階にあるインフラに対しては、損傷が軽微なうちに修繕を実施する予防保全型のインフラメンテナンスにより、インフラの長寿命化、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。	**（３）　インフラ施設の類型ごとの実施方針** **①道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート** これまでインフラ施設の維持修繕については、損傷が発生した後に補修･補強工事を行う事後保全型の維持管理が中心の対応であったが､今後は計画的かつ効率的な予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図ることとする。 令和２年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が重点的に取り組むべき対策として位置づけられており､特に緊急または早期に措置すべきインフラに対して集中的に修繕等の対策を進める｡予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るために､以下のア～キに示す実施方針により適切に取組を進める。 **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 全対象施設において点検・診断の結果や利用状況等に基づき、優先度を整理した上で、必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。 早期に措置が必要なインフラ施設に対しては、集中的な対応を実施し機能を回復させ、予防保全型インフラメンテナンスへの転換を早期に図る。 予防保全段階にあるインフラに対しては、損傷が軽微なうちに修繕を実施する予防保全型のインフラメンテナンスにより、インフラの長寿命化、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
イ　基準類の整備に関する実施方針 メンテナンスの質の向上、作業の効率化、利用者への影響の最小化、工期の短縮、トータルコストの縮減等の新たな知見や、国の基準を踏まえて、奈良県道路橋定期点検要領等の県独自の基準やマニュアルを検証するとともに必要に応じて更新を図る。 **ウ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や補修履歴・点検履歴等を集約したデータベースシステムの整備・運用を行う。 **エ　新技術の活用に関する実施方針** 点検・診断の効率化を図るため、国土交通省の新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）等に登録された技術を活用する。特に予防保全型インフラメンテナンスを行う上でメンテナンスサイクルの重要な要素である点検・診断及びそれらの記録についてはコスト縮減効果の高い新技術を採用することで、トータルコストの削減や省力化を図る。	**イ　基準類の整備に関する実施方針** メンテナンスの質の向上、作業の効率化、利用者への影響の最小化、工期の短縮、トータルコストの縮減等の新たな知見や、国の基準を踏まえて、奈良県道路橋定期点検要領等の県独自の基準やマニュアルを検証するとともに必要に応じて更新を図る。 **ウ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報を収集し、修繕等の履歴も含め台帳として整備するとともに、台帳については集計ソフト等を活用したデータベースを構築する。 **エ　新技術の活用に関する実施方針** 点検・診断の効率化を図るため、国土交通省の新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）に登録された技術を活用する。特に予防保全型インフラメンテナンスを行う上でメンテナンスサイクルの重要な要素である点検・診断及びそれらの記録についてはコスト縮減効果の高い新技術を採用することで、トータルコストの削減や省力化を図る。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
オ　予算管理に関する実施方針 点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、計画的に実施することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努める。 早期に措置が必要なインフラ施設に関しては、国の交付金や個別補助制度、公共施設等適正管理推進事業債の活用等により、予防保全型のインフラメンテナンスサイクルへの転換を進めていく。 **カ　体制の構築に関する実施方針** インフラ施設の安全を確保するためには、管理者である県職員がインフラ施設の状態を正確に理解し、適切な時期に適切な修繕を実施することが必要である。このため、県職員の点検・診断に対する知識やノウハウを向上させるとともに、後継者育成のための講習会を開催し必要となる人材・体制を継続的に確保していく。一方、適切な技術力を有する民間企業への委託も活用することにより、多数の施設の健全性を迅速に正しく評価することに努める。 また、県内の市町村によっては、多数のインフラ施設について点検・診断の実施が困難な場合もあることから、市町村から県が点検・診断業務を受託する取組を進める。 インフラ施設の老朽化対策を着実に進めていくため、修繕工事等の担い手の中長期的な確保育成、就労環境改善に向けた取組を推進する。	**オ　予算管理に関する実施方針** 点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、計画的に実施することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努める。 早期に措置が必要なインフラ施設に関しては、国の交付金や個別補助制度、公共施設等適正管理推進事業債の活用等により、予防保全型のインフラメンテナンスサイクルへの転換を進めていく。 **カ　体制の構築に関する実施方針** インフラ施設の安全を確保するためには、管理者である県職員がインフラ施設の状態を正確に理解し、適切な時期に適切な修繕を実施することが必要である。このため、県職員の点検・診断に対する知識やノウハウを向上させるとともに、後継者育成のための講習会を開催し必要となる人材・体制を継続的に確保していく。一方、適切な技術力を有する民間企業への委託も活用することにより、多数の施設の健全性を迅速に正しく評価することに努める。 また、県内の市町村によっては、多数のインフラ施設について点検・診断の実施が困難な場合もあることから、市町村から県が点検・診断業務を受託する取組を進める。 インフラ施設の老朽化対策を着実に進めていくため、修繕工事等の担い手の中長期的な確保育成、就労環境改善に向けた取組を推進する。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
キ　個別施設計画の策定に関する実施方針 個別施設計画に基づき対策が必要な施設について、具体の対応を計画的に投資、推進することにより維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。 また、今後も施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等を踏まえ個別施設計画の更新を行う。その際には、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。	**キ　個別施設計画の策定に関する実施方針** 個別施設計画に基づき対策が必要な施設について、具体の対応を計画的に投資、推進することにより維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。 また、今後も施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等を踏まえ個別施設計画の更新を行う。その際には、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	**②上水道** **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 水道施設を「管路」、「コンクリート構造物」、「電気・機械設備」に区分し、定期的な点検・劣化度等への評価を行い、優先度をつけて、必要な更新・修繕事業を効率的かつ効果的に実施する。 また、各施設の管理・更新計画に基づき計画的に取り組むことにより、施設・設備の最適化と長寿命化を図る。 **イ　基準類の整備に関する実施方針** 各水道施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要な要領等の基準類を、国等が策定する基準類を踏まえて作成する。 また、作成済みの基準類にあっては、必要に応じて検証し更新を図る。 **ウ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 施設の適切な維持管理に必要な情報である、図面、事故履歴、事故対処方法及び補修履歴等をデータベース化した「水道管理支援システム」を活用し、漏水事故等への迅速な対応及び効率的な施設の維持管理・修繕等を行っていくことで、情報の確実な継承と組織的な共有を推進する。	上水道施設は令和７年４月１日から奈良県広域水道企業団に承継されたため削除

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
（削除）	**エ　新技術の活用に関する実施方針** 維持管理・更新等に係る費用を低減させ、より効率的・効果的な各水道施設の長寿命化を図るために、新技術の活用を積極的に推進する。 新技術の活用に係る結果は速やかに評価し、有用な新技術については基準類に反映させる。 **オ　予算管理に関する実施方針** 水道施設の維持管理・更新等については、施設設備のダウンサイジングや長寿命化の取組等によるコスト削減を図る。 また、今後の水需要の動向や施設更新の投資を総合的に捉えた中長期的な財源見通しを踏まえた上で、各施設の維持管理・更新計画に基づき計画的に実施する。あわせて予算の平準化にも努める。 **カ　体制の構築に関する実施方針** 水道施設の維持管理・更新等の実施に必要な専門的な知識や技術を有する職員を育成するため、計画的に技術継承に取り組むとともに、常に業務の見直しや合理化を図り、適正人員を確保することにより、職員の技術力の維持・向上を図る。 また、民間事業者との連携により、民間事業者が有する技術やノウハウの活用を図る。 **キ　個別施設計画の策定に関する実施方針** 「管路」、「コンクリート構造物」、「電気・機械設備」のアセットマネジメント（資産管理）並びに点検・診断及び更新・修繕に係る取組を通じて長寿命化計画を策定しており、必要に応じて見直しする。	

新	旧	備考
②治山 **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 治山施設の有する機能の低下や性能の劣化などについて目視点検等を行うことを基本とし、問題が無い場合は経過観察を引き続き行うこととする。また、点検等により変状や経年劣化等により速やかな対応を要すると判断された場合には、保全対象との位置関係や重要度等を考慮し、優先度を踏まえた上で必要な措置を講じることとする。さらに点検等により得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。 なお、治山施設は荒廃地から森林への復旧を図るための基礎工作物であり、地形条件等により当該施設が損壊したとしても、施工後の復旧状況などにより所期の目的が達せられ、山地の荒廃を招くおそれがない施設については、劣化・損傷の状況等を調査し恒久的な維持管理から除外することとする。 **イ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 治山施設に関する情報は従来より作成している治山台帳を基盤とし、維持管理・修繕等を行った際に得られた情報については治山台帳に反映する等整理を行い、またこれら情報の蓄積を図ることにより「メンテナンスサイクル」に生かすこととする。	**③治山** **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 治山施設の有する機能の低下や性能の劣化などについて目視点検等を行うことを基本とし、問題が無い場合は経過観察を引き続き行うこととする。また、点検等により変状や経年劣化等により速やかな対応を要すると判断された場合には、保全対象との位置関係や重要度等を考慮し、優先度を踏まえた上で必要な措置を講じることとする。さらに点検等により得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。 なお、治山施設は荒廃地から森林への復旧を図るための基礎工作物であり、地形条件等により当該施設が損壊したとしても、施工後の復旧状況などにより所期の目的が達せられ、山地の荒廃を招くおそれがない施設については、劣化・損傷の状況等を調査し恒久的な維持管理から除外することとする。 **イ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 治山施設に関する情報は従来より作成している治山台帳を基盤とし、維持管理・修繕等を行った際に得られた情報については治山台帳に反映する等整理を行い、またこれら情報の蓄積を図ることにより「メンテナンスサイクル」に生かすこととする。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
ウ　予算管理に関する実施方針 治山施設の補修・機能強化等については、施設ごとに構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、必要となる工種・工法の判断が難しいことに加え、新設工事に比べて単位施工量当たりの人件費や機材費が割高になる場合がある。このため限られた財源の中で、維持・管理、更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、点検・診断等で得た情報を元に優先度を付け、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努める。 **エ　体制の構築に関する実施方針** 治山施設に必要な機能を維持し、地域の安全・安心を確保するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であるため、「メンテナンスサイクル」の構築と合わせ、その実行に必要な体制の整備・構築等を行う。 **オ　個別施設計画の策定に関する実施方針** 個々の治山施設については点検・診断のうえ現状を把握するとともに、これを踏まえ施設毎に機能強化・更新も含めた施設の維持・強化に必要な対策について、求められる機能を将来にわたり適切に発揮し続けるよう時期や維持・管理内容について整理・計画した。	**ウ　予算管理に関する実施方針** 治山施設の補修・機能強化等については、施設ごとに構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、必要となる工種・工法の判断が難しいことに加え、新設工事に比べて単位施工量当たりの人件費や機材費が割高になる場合がある。このため限られた財源の中で、維持・管理、更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、点検・診断等で得た情報を元に優先度を付け、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努める。 **エ　体制の構築に関する実施方針** 治山施設に必要な機能を維持し、地域の安全・安心を確保するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であるため、「メンテナンスサイクル」の構築と合わせ、その実行に必要な体制の整備・構築等を行う。 **オ　個別施設計画の策定に関する実施方針** 個々の治山施設については点検・診断のうえ現状を把握するとともに、これを踏まえ施設毎に機能強化・更新も含めた施設の維持・強化に必要な対策について、求められる機能を将来にわたり適切に発揮し続けるよう時期や維持・管理内容について整理・計画した。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
③土地改良施設 **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 施設管理者が行う日常点検を踏まえ、必要な対策を計画的に行う。 対策に当たっては、管理作業の効率化や維持管理コストの軽減を考慮した施設の更新を実施し、非農家も含めた多様な主体の参加による管理手法についても検討していく。 **イ　基準類の整備に関する実施方針** 各施設毎の国の基準類を活用していくことを基本とするが、新技術の開発状況に応じて、必要であれば県独自の基準についても検討していく。 **ウ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 効率的な維持管理・更新対策に向けて、ＰＤＣＡサイクルによる計画策定を図るため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積し、データベースを構築していくよう、施設管理者に指導する。 **エ　新技術の活用に関する実施方針** 維持管理・更新等に係る費用を低減させるため、新技術の導入を積極的に図る。	**④土地改良施設** **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** ~~農業用用排水施設、農業用井堰については、~~施設管理者が行う日常点検を踏まえ、機能診断を実施し、劣化予測を反映させた機能保全計画の作成を行う。 農業用ため池については、老朽化に関する調査、耐震性調査を実施し、改修が必要と判断されたため池について工事推進計画を作成する。 対策~~の実施~~にあたっては、農地マネジメントを踏まえた効率的な施設管理、施設の多面的機能を活用した多目的利用についても検討していく。 **イ　基準類の整備に関する実施方針** 各施設毎の国の基準類を活用していくことを基本とするが、新技術の開発状況に応じて、必要であれば県独自の基準についても検討していく。 **ウ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 効率的な維持管理・更新対策に向けて、ＰＤＣＡサイクルによる計画策定を図るため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積し、データベースを構築する。~~データベースについては、施設情報と農地情報、地図情報を一体的に整理する事が出来る「農地地図情報システム」を活用していく。~~ **エ　新技術の活用に関する実施方針** 維持管理・更新等に係る費用を低減させるため、新技術の導入を積極的に図る。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
オ　予算管理に関する実施方針 ライフサイクルコストの概念を基本に置きつつ、各施設の補修・更新に係る費用と時期を調整し、予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努める。 **カ　体制の構築に関する実施方針** 県職員の技術力の継承に向け、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等の国の研修に参加するとともに、県・市町村・関係団体とも連携し県内での研修会を積極的に開催する。 **キ　個別施設計画の策定に関する実施方針** 個別施設計画に基づき施設の補修・更新を行うと共に、施設の点検結果を踏まえ、必要に応じて個別施設計画の更新を進める。	**オ　予算管理に関する実施方針** ライフサイクルコストの概念を基本に置きつつ、各施設の補修・更新に係る費用と時期を調整し、予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努める。 **カ　体制の構築に関する実施方針** 県職員の技術力の継承に向け、国立研究開発法人農業・食品産業総合研究機構等の国の研修に参加するとともに、県・市町村・関係団体とも連携し県内での研修会を積極的に開催する。 **キ　個別施設計画の策定に関する実施方針** ~~本計画や国の行動計画を踏まえ、令和２年度までに個別施設計画の策定を行った。~~ ~~今後は~~個別施設計画に基づき、計画的に補修・更新を行っていく。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
④交通安全施設 **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 交通安全施設のうち信号機は、信号制御機、信号柱、信号灯器で構成されている。このうち、信号制御機の更新基準は設置後概ね 19 年で、点検結果、補修履歴等を踏まえ、更新の必要性が高いと認められる施設から優先的に更新する。また、信号柱及び信号灯器については、設置環境により老朽化の進行速度が異なることから、点検結果を踏まえた更新を実施する。 信号機の設置に当たっては、厳に必要性及び緊急性等を総合的に勘案した上で真に必要性の高い場所を選定し設置する必要がある。また、交通量の減少等により、一時停止規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討し、更新対象ストックの適切な管理を行う。 道路標識については、交通安全施設管理要綱に従って、毎月 1 日を交通安全施設の一斉点検日に指定して警察官が施設点検を行っているほか、警察官の日常の街頭活動を通じて点検を行っている。 （削除） これらの点検により腐食等の損傷を発見した場合は、その程度により補修又は取り替え更新の措置を取り、柱の倒壊や機器の落下等による事故防止に努める。 点検に当たっては、メンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスに関する情報を収集・蓄積してデータベース化を図る。また、専門的な知見を有する業者に点検等の業務を委託した上で連携して点検に対応する。 なお、個別施設の長寿命化を図るため、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じる取組を推進する。	**⑤交通安全施設** **ア　点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針** 交通安全施設のうち信号機は、信号制御機、信号柱、信号灯器で構成されている。このうち、信号制御機の更新基準は設置後概ね 19 年で、点検結果、補修履歴等を踏まえ、更新の必要性が高いと認められる施設から優先的に更新する。また、信号柱及び信号灯器については、設置環境により老朽化の進行速度が異なることから、点検結果を踏まえた更新を実施する。 信号機の設置に当たっては、厳に必要性及び緊急性等を総合的に勘案した上で真に必要性の高い場所を選定し設置する必要がある。また、交通量の減少等により、一時停止規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討し、更新対象ストックの適切な管理を行う。 道路標識については、交通安全施設管理要綱に従って、毎月 1 日を交通安全施設の一斉点検日に指定して警察官が施設点検を行っているほか、警察官の日常の街頭活動を通じて点検を行っている。~~また、可変標識については毎年 1 回、オーバーハング柱などに設置の灯火標識については 2 年に 1 回、委託業者により保守点検を実施している。~~ これらの点検により腐食等の損傷を発見した場合は、その程度により補修又は取り替え更新の措置を取り、柱の倒壊や機器の落下等による事故防止に努める。 点検に当たっては、メンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスに関する情報を収集・蓄積してデータベース化を図る。また、専門的な知見を有する業者に点検等の業務を委託した上で連携して点検に対応する。 なお、個別施設の長寿命化を図るため、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じる取組を推進する。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
イ　基準類の整備に関する実施方針 施設ごとに適切な点検頻度を設定するとともに、診断の実施に当たっては、統一的な尺度による健全性の判定区分を設定し、施設の健全性に応じて臨時の点検を行うなど、きめ細かな点検を実施する。 **ウ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 信号機の倒壊・傾斜事案が発生した際には、当該施設の製造年、メーカー、使用機材等の分析により原因究明を徹底するとともに、データベースを構築する。また、警察庁への速報を行うことにより情報共有を徹底する。 **エ　新技術の活用に関する実施方針** 交通安全施設のライフサイクルコストの削減等に資するため、低コスト化を図った信号灯器等の新技術の導入を図るとともに、確立された新技術について警察庁から提供される情報を積極的に活用する。 **オ　予算管理に関する実施方針** 維持管理・更新等を含めたトータルコストの縮減を図り、計画的な交通安全施設の整備を推進する。	**イ　基準類の整備に関する実施方針** 施設ごとに適切な点検頻度を設定するとともに、診断の実施に当たっては、統一的な尺度による健全性の判定区分を設定し、施設の健全性に応じて臨時の点検を行うなど、きめ細かな点検を実施する。 **ウ　資産状況の整理と活用に関する実施方針** 信号機の倒壊・傾斜事案が発生した際には、当該施設の製造年、メーカー、使用機材等の分析により原因究明を徹底するとともに、データベースを構築する。また、警察庁への速報を行うことにより情報共有を徹底する。 **エ　新技術の活用に関する実施方針** 交通安全施設のライフサイクルコストの削減等に資するため、信号灯器の LED 化などの新技術の導入を図るとともに、確立された新技術について警察庁から提供される情報を積極的に活用する。 **オ　予算管理に関する実施方針** 維持管理・更新等を含めたトータルコストの縮減を図り、計画的な交通安全施設の整備を推進する。	

公共施設等総合管理計画（第３章）　新旧対照表

新	旧	備考
カ　体制の構築に関する実施方針 維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理、更新等の業務に専従する職員の拡充等、体制面の充実を図る。 **キ　個別施設計画の策定に関する実施方針** 交通安全施設の対象資産について、必要に応じて個別施設計画の策定を行った。 個別施設計画を策定する際には、人口減少、少子高齢化に対応すべく、インフラ施設のライフサイクルコストを算出しトータルコストの縮減、平準化を図る。	**カ　体制の構築に関する実施方針** 維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理、更新等の業務に専従する職員の拡充等、体制面の充実を図る。 **キ　個別施設計画の策定に関する実施方針** 交通安全施設の対象資産について、必要に応じて個別施設計画の策定を行った。 個別施設計画を策定する際には、人口減少、少子高齢化社会の到来を見据えた上で、インフラ施設のライフサイクルコストを算出しトータルコストの縮減、平準化を図る。	